

2015★春号

九段会計通信

発行：税理士法人 九段会計事務所

住所：東京都千代田区九段南 4-3-1 滝ビル 3F 電話：03-3222-5271

いつも九段会計事務所をご愛顧いただき、
また九段会計通信をご愛読いただき
ありがとうございます。
『九段会計通信 2015 春号』を配信致します。

◆目次◆

- ・代表高木の【日々是勉強！】
- ・今号の税務トピックス
- ・マイナンバー制度が来年1月から開始！
- ・スタッフコラム 本田裕介
- ・編集後記

代表高木の【日々是勉強！】

九段会計事務所 代表 税理士 高木 功治

新年度を迎え街に初々しい新社会人や新入生を見かけると、スギ花粉症が和らいだのも相まって、とても明るい気持ちになってきます。(ヒノキ花粉症の方、ごめんなさい。)

景気が上向いているとの事ですが、その影響で私たち中小零細企業は、採用難の実感が大きいのではないのでしょうか？利幅は増えないのに、採用費用含め人件費は上がっているのです。経営の舵取りはむしろ難しくなっています。とはいえ、しばらくこの状態は続くでしょうから、現状を前提として人事を考えていかなければなりません。そこでまず今のメンバーの結束を強め、離職率を低くし生産性

の高い組織にする事が第一です。

九段会計事務所は有難い事に、離職率がとても低いです。創業12年が経ちましたが今まで退職した職員はほんの数名です。会計事務所業界は離職率がとても高く、一年も勤めれば一番の古株になってしまうなんていう話も聞くくらいです。



代表・税理士 高木 功治

九段会計事務所では、今まで様々な取り組みをしてきました。その一つに「グッド&ニュー」というものを 5 年以上前から朝礼で行っています。

メンバーが徐々に増えてきて、創業初期の様に何もなくてもお互いの事を分かっている状態では無くなってしまいました。そこでこの「グッド&ニュー」を取り入れました。

その効果ですが、プライベートな事柄やそれぞれの考え方、感じ方を共有することができるので、明らかにメンバー同士の結束が深まっていると感じます。他にも色々な効果があると謳われていますが、私はこの事が一番の効果だと言えます。

簡単にやり方を説明すると、まず皆で輪になります。朝礼の司会者が誰かに「クッシュボール」(写真)を投げ、



受け取った人が 24 時間の中で起きた「良かったこと (グッド)」または「新しい発見・気付き (ニュー)」を 2~3 分で発表します。終わったら皆で拍手をして、発表者はクッシュボールをランダムに誰かに投げ、受け取った人は発表していくという事を繰り返していきます。

当初は毎日全員発表していましたが、メンバーも徐々に増え、朝礼の時間が無くなってきたので、現在ではランダムに 3 人が発表し

ています。

九段会計事務所では、何年もやっていますが、恐らく 1 ヶ月も経たない内に効果を感じられると思います。もっとメンバーの結束力を強くしたいと考えている方、まだやったことがなければ、毎朝 5~10 分程度の事ですので、ぜひチャレンジしてみてください。

上記のやり方が全てですが、質問があれば私 (高木) までお尋ね下さい。

一つ一つは小さな事かもしれませんが、良いと言われるものはすぐ自社に取り込み、その積み上げで他社にはすぐに真似のできない、強い組織を作っていきたいですね。

今号の税務トピックス

九段会計事務所 山岡 至

平成 27 年度税制改正について

平成 27 年 3 月 31 日、参議院で「所得税法等の一部を改正する法律案」が可決され、平成 27 年度税制改正が成立しました。

税制改正の項目は多くの分野に跨りますが、ここでは注目度の高い「法人課税関係」と「資産課税関係」「国外財産調書」の改正点について、ご紹介致します。

(前回に税制改正大綱をご紹介しておりますが、大綱がそのまま可決されましたので、前回と内容に重複する箇所があります。)

I. 法人課税関係

法人課税では、税率が引き下げられた代わりに、課税のベースが拡大しました。

1. 法人税率の引き下げ

(1) 法人実効税率

		現 行	27 年度
中小法人 (※1)	東京都以外	36. 05%	34. 33%
	東京都	37. 11%	35. 36%
大法人	東京都以外	34. 62%	32. 11%
	東京都	35. 64%	33. 10%

(※1) 中小法人とは、期末資本金の額が 1 億円以下で、資本金の額が 5 億円以上の大法人の完全支配関係にある法人を除いた法人をいいます。

平成 28 年度については、地方税が下がる見込みのため、更に税率が低下する見込みです。ただし、まだ自治体から税率は公表されていませんので、正確な割合は不明です。

(2) 適用時期について

現行 ……平成 27 年 3 月 31 日までに開始した事業年度

平成 27 年度……平成 27 年 4 月 1 日～平成 28 年 3 月 31 日の間に開始する事業年度

2. 課税ベースの拡大

(1) 受取配当等の益金不算入制度の見直し

配当等について、法人税法上の益金(課税所得)になる金額が増えます。

(2) 欠損金繰越控除の見直し

大法人の控除限度が現行の 80%から 65%、50%へと引き下げられます。

(中小法人は **100%控除**のままです)

3. 所得拡大促進税制の要件緩和

所得拡大促進税制の適用を受けるための要件が、次のようになりました。

中小法人……**平成 27 年度：3%**

平成 28 年度：3%

平成 29 年度：3%

大法人 ……平成 27 年度：3%

平成 28 年度：4%

平成 29 年度：5%

この割合は、平成 24 年度の給与等支給額(役員などを除いた給与の支払額など)に対する、それぞれの年度の給与等支給額の増加割合です。

それぞれの年度で給与等支給額の増加割合がこの割合を超え、かつ、前年の給与を超えるなどの要件を満たした場合には、雇用者給与等支給額増加額(前年から増えた給与の額のうち一定額)の 10%を法人税額から控除する事が出来ます。

ただし、控除前の法人税額の 10%(中小法人は **20%**)が限度となります。

4. 地方拠点強化税制

地域再生法の改正により、本社機能を東京圏から地方に移転する法人(移転型)、または地方において拡充しようとする法人(拡充型)が計画を作成し、地方公共団体がこれを認定する枠組みを前提として、次の措置を創設します。

- ・特別償却又は税額特別控除制度の創設
- ・雇用促進税制の拡充

移転型、拡充型とは次の通りです。

移転型……東京 23 区から東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く地域への本社の移転。

拡充型……東京圏、中部圏中心部、近畿圏中心部を除く人口 10 万人以上の経済圏を構

成している都市での本社機能の強化。

受ける事が出来る優遇規定については、移転型の方がより有利です。

いずれも、平成30年3月31日までに、地方拠点強化実施計画を作成し、その認定を受けなければなりません。

5. その他

- (1) 研究開発税制の見直し
- (2) 外形標準課税の拡大

II. 資産課税関係

資産課税の改正については、下記の通りです。

1. 住宅取得等資金の非課税特例

次のように改正されます。

- (1) 優良住宅

(単位：万円)

改正	27年	28年 1-9月	28年 10-9月	29年 10-9月	30年 10-6月
前	1,500	1,200	1,200	1,000	800
後※	1,500	1,200	3,000	1,500	1,200

※ 消費税10%で契約した場合に限ります。
消費税8%で契約した場合には、改正前の限度が適用されます。

- (2) 一般の住宅

優良住宅の限度から500万円、限度が下がります。

2. その他

- (1) 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与

税の非課税措置

- (2) 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置
- (3) 事業承継税制の利便性向上のための改正

III. 国外財産調書制度

平成27年度の税制改正項目ではありませんが、平成27年からスタートする税制の大きな改正点として、「国外財産調書制度」があります。

「国外財産調書制度」自体は平成26年1月より施行されていますが、これまで調書を提出しなくても罰則はありませんでした。

ですが、平成27年1月より、国外財産調書を提出しなければ罰則が付されるようになりましたので、今後、国外に財産をお持ちの方は注意が必要です。

<提出義務がある者>

- ・5千万円を超える国外財産を有する個人 (非居住者など一部を除きます)

<提出期限>

- ・翌年3月15日 (確定申告と同じ)



九段会計 山岡 至

マイナンバー制度が来年1月から開始!

九段会計事務所 矢合 真弓

テレビCMが行われ、徐々に認知度が上がってきたマイナンバー制度。言葉としては聞きますが、まだまだ何が変わるかよくわからない企業様もいらっしゃるのではないのでしょうか。

マイナンバー制度は、私たちのような士業のみならず、一般の会社様にとってもとても大きな影響があります。

マイナンバー制度の趣旨は、①公平・公正な社会の実現、②行政の効率化、③国民の利便性の向上です。①は、例えば、社会保険に加入しなければならないのにしてなかった場合、雇用保険に加入させ、さらに市区町村や税務署に提出した書類から推測して社会保険の加入義務がありますね、と指摘することで、不当に税や社会保険の負担を免れている人がいないようになります。一番の目的はこれではないかと思います。

また、法人も番号が発行されますので、すべての申告関係に番号を記入し、社会保険関

係の手続きにも番号を記入することになり、事務的にも煩雑になるうえ、個人情報保護の規制があり、罰則も厳しくなっており、管理が大変になります。

個人においても、預金が把握されることになるので、個人の財産の把握をされ、国が相続税を推定し、申告が合っているかの確認も可能になると思われます。

国でガイドラインは作成されていますが、ホームページを見ただけでも、細かく、情報量も多く、非常にわかりにくい印象があります。

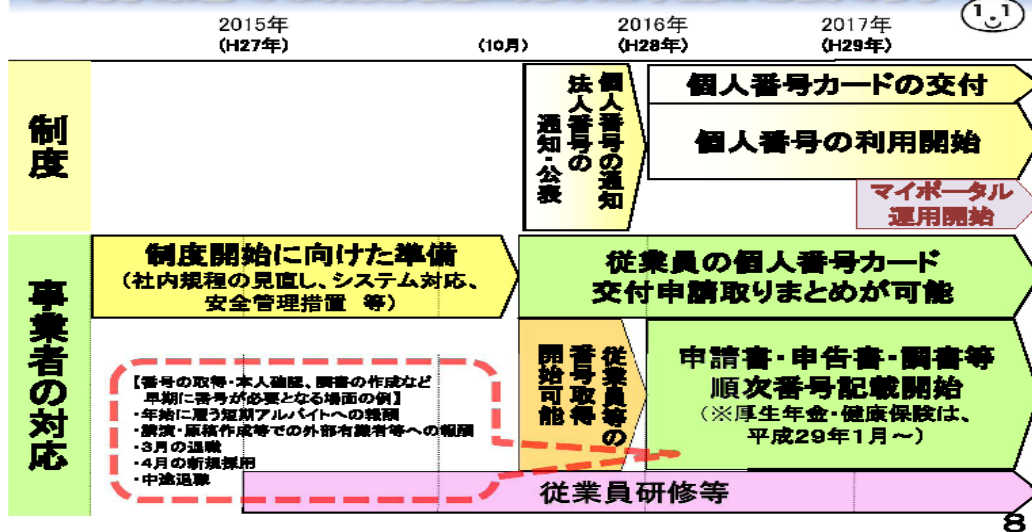
スケジュールとしては、

平成27年10月 番号通知開始(一斉発送ではなく、順次発送のようです)

平成28年1月 利用開始(源泉徴収票への記入が必要なため、年末調整時にマイナンバーを年末調整計算する人に通知している必要があります)となっています。

実務上、具体的な影響を今後お伝えしていきたいと思っておりますので、ご不明な点等ございましたら担当者までお気軽にお問合せ下さい!

民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。



マイナンバーホームページ

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/pdf/j_koho_h2702.pdf



マネージャー 矢合 真弓

噂とロコミ

九段会計事務所 本田 裕介

経営（特に飲食店やサービス業）をする上で、噂やロコミはとても重要で、ロコミ次第というお店も多いかと思います。

そんなロコミについて、お隣、中国で過去に実際に起こった話が非常に興味深かったので、ご紹介させていただきます。

今から 2 年ほど前、江蘇省のとある銀行で取り付け騒ぎが起きたそうです。

預金を引き出そうと数百人が殺到、大きなカバンや箱に現金を詰めて持ち帰ったと言います。

ある預金者が 20 万元（約 388 万円）を引き出そうとしたところ、何が問題だったかはわかりませんが、うまく引き出せなかったことが今回の騒ぎの発端です。

それに拍車を掛けたのが、偶然数か月前に地元協同組合が資金不足から閉鎖したという事実。預金者の間に不安が広がっていたことも重なったとのこと。後は銀行が潰れるという悪い噂が、さらに噂を呼んで取り付け騒ぎとなったようです。

銀行側は支店内に札束を積み上げて、「預金は保護されています！うわさを信じないで下さい！」と必死に火消しに走ったそうです。札束を積み上げるあたりも、さすがのお国柄といったところでしょうか。

しかし、騒動のきっかけが約 390 万円。中国市場からすると膨大とは言えない金額で世界的ニュースになるとは、ある意味すごい宣伝効果です。

さて、中国は日本以上に噂とロコミの国です。

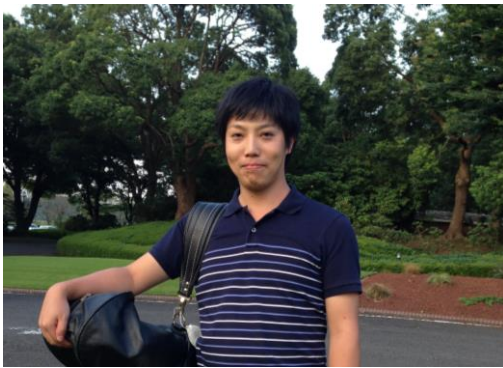
福島原発事故の後に放射能対策として塩の買い占め騒ぎが起きたり、鳥インフルエンザの予防効果があるという噂でニンニク価格が跳ね上がったり、マヤ歴の世界の終わりが到来するからとろうそくの買い占め騒ぎがあったりと、この手のネタには事欠きません。その意味では今回の取り付け騒ぎもそうそう不思議な話ではないのでしょうか。

ただ、実は日本でも過去に同様の取り付け騒ぎが起こったことがあった事を皆様ご存じでしょうか。10 年ほど前、今はあまり見かけなくなったチェーンメール（デマメール）が国内を駆け回っていた頃に、この騒ぎで数百億円の預金が引き出されたそうです。日本人は余程のことが無ければ銀行は潰れないと思っていることもあったのでしょうか。

ここ最近はこういった話がないので、一安心ですね。

ロコミや噂で、お客様が増えたり、評価が

上昇したりと、プラスの効果があれば良いのですが、こうした心無い噂ひとつで過去の蓄積が一気に崩れ去る可能性があることも、心の片隅に留めておくことも経営をしていく上で、大切なのかもしれません。



九段会計 本田 裕介

編集後記

九段会計事務所 遠藤 洋輔

春も中盤に差し掛かり、スギ花粉もようやく終わりを迎えようとしています。これからはヒノキ花粉のお出ましです。

今号は、税制改正の関係で税務トピックが盛り沢山となっておりますが、税務以外の話で、明日使える面白い話を見つけたので紹介させていただきます。

春と聞いてみなさんが想像するのは桜ではないでしょうか。

現在は桜の名所が何カ所も存在し、花見客や観光客でごった返す光景も珍しくありません。実は九段会計事務所も、先日創業して初めて外でお花見を行いました。心配された天候も何とか持ちこたえ、楽しくお花見をすることができました。外で飲むお酒もまた格別です。

さて、今は春の風物詩となっている桜も、実は、江戸時代には縁起の悪いものとされてきました。桜の花はすぐに散り、散った花びらも色がすぐ変わることから、人の心もあっという間に心変わりしてしまうものと比喻されていたようです。桜の季節には結婚式をさけていたともいわれております。

しかし、花見を行う風習は昔からあるようで、当時は桜ではなく、梅の花で行われていました。

このように時代とともに楽しみ方や、中身そのものが変わってくる事が他にもたくさんあるのではないのでしょうか。時代の流れに取り残されることなく、進んでいきたいものですね。



編集担当 遠藤 洋輔

...本当に **チェンマイ** が
そんなに **良い所** なの!?

以前からリタイア後のロングステイ先として人気のチェンマイですが、近年では「組合旅行」や「社員旅行」でも人気になってきています。
3連休があれば、象に乗り、首長族と出会い、トラに触り、夜は宴会をし、タイ式マッサージで疲れを癒す...という旅が往復の飛行機代も6万円台からあります。

選ばれる5つの魅力

- ・物価が安い! (日本の3-5分の1程度)
- ・700年以上の歴史を持つ!
- ・食事が美味しい!
- ・自然が豊かで、動物が多い!
- ・美人が多い!

プライベート観光なのにリーズナブル
チェンマイを日本語でご案内する
【Baan ChiangMai(バーン・チェンマイ)】

ホームページ <http://thai-baan-chiangmai.com>
ブログ <http://blog.thai-baan-chiangmai.com>
フェイスブック
<https://www.facebook.com/baan Chiangmai555>
Eメール baan Chiangmai555@gmail.com

企画・デザイン・試作から筐体設計まで
総合的な開発業務を行っています。

工業力学
から生まれた
高性能オープナー
オリジナル製品

楽しく! 便利に!
簡単に!

イーオン
[eg]

こだわりをこの形に

unlimit 有限会社 アンリミット・ジャパン

〒206-0014 東京都多摩市牛田 1154-1 多摩ファイブプラザビル2F
TEL 042-355-7110 FAX 042-355-7118
<http://www.unlimit-j.co.jp>

耐熱ウィンドウフィルムで窓からエコをはじめましょう。

COOLING WINDOW FILM 上手に節電

夏は涼しく! 冬は暖かい!

魔法瓶効果で冷暖房費を大幅削減

省エネルギー効果	体感温度低減効果	CO ₂ 削減効果
約19~25%	約5~8℃	約1.8~2.5t

株式会社 Bロケッツ 担当: 小林
〒143-0026 東京都大田区西馬込1-1-9 平井ビル1F

TEL 03-3772-8425
FAX 03-3772-8426
携帯 080-1065-4919
E-MAIL blkoji@msn.com
koji4919@docomo.ne.jp

みなさん「いちおし!」の
日本酒を教えてください!

最大の味酒々想々(ささそうそう)

日本の味酒々想々(ささそうそう)

日本の味プロジェクト 酒々想々
蔵元さんも参加しています!

<http://www.jpsake.info/>

ilo
伊倉総合法律事務所
IKURA LAW OFFICE

あらゆる場面でお客を第一に考えます

AT YOUR SIDE

伊倉総合法律事務所は、あらゆる場面でお客を第一に考える「At your side.」の精神のもと、お客様に優れた価値を提供し続けたいと考えております。

TEL 03-5424-0987
FAX 03-5424-9930
MAIL ikura@ilo.jp

お米の生パスタ工房
かくれん穂

毎日お店のパスタマシンで、
1つ1つ丁寧に生米の生麺を
手作りしています。
ヘルシーで腹持ちが良く、
ふいふいツルツルもちもちの
新食感♪
パスタ390円から!

東京都荒川区町屋2-2-20
斉藤ビル2階
(千代田線町屋駅徒歩1分)

中央物流有限会社

物流であなたのニーズにお応えします。

- ・一般貨物自動車運送事業
- ・産業廃棄物収集運搬事業
- ・倉庫事業(保管・荷役)
- ・引越、移転作業等

〒208-0023
東京都武蔵村山市伊奈平2-75-3
電話:042(520)2636
FAX:042(520)2635

とうきょうあぐりん
錆びない凍結防止剤
NANRUナンラ (特許品)

NANRU

他社製品より優れた防錆性!
詳細はホームページをご覧ください
<http://tokyo-agrin.com>

株式会社東京マテリアル
東京都台東区千束2-33-8
TEL:080-7992-2332専用ダイヤル
03-3876-0561臨時ダイヤル

今号もご愛読くださ
いましてありがと
うございました。

広告掲載ご希望の方
はお気軽に弊所まで
ご連絡ください!

Follow me !!
@kudankaikei

Like me !!
「九段会計事務所」